

第 3 9 期 定 時 株 主 総 会 資 料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく)
(書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

[連結計算書類] 連結注記表

[計算書類] 個別注記表

(2022年10月1日から2023年9月30日まで)



株式会社CSSホールディングス

上記事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様
に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいた
します。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 7社
- ・主要な連結子会社の名称
(株)セントラルサービスシステム
(株)センダン
東洋メディアリンクス(株)
音響特機(株)
(株)C S S ビジネスサポート
Mood Media Japan(株)
(株)セントラルホテルサービス

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 (株)パトリオットバトン
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 (株)パトリオットバトン
- ・持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、重要性がないためであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)を採用しております。
- ・その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

- ロ. 棚卸資産
- ・ 商品 主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ・ 原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ・ 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産 定率法によっております。
- （リース資産を除く） ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
- ロ. 無形固定資産
- （リース資産を除く）
- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - ・ その他の無形固定資産 定額法によっております。
- ハ. リース資産
- ・ 所有権移転外ファイナンス リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 - ・ リース取引に係るリース 資産
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金 金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 当社及び連結子会社の従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ハ. 株式給付引当金 株式給付規程に基づく当社及び連結子会社の取締役等への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ④ 収益及び費用の計上基準
- 当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- イ. スチュワード事業
- ホテル・レストランを中心として食器洗浄及び管理業務を全国展開する当社グループの中核事業であり、顧客と契約した役務を提供することを履行義務として認識しております。
- スチュワード事業の役務提供は、契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。
- ロ. フードサービス事業
- 従業員食堂・レストラン運営の受託を展開しており、顧客と契約した役務を提供することを履行義務として認識しております。

従業員食堂・レストラン運営の受託サービスについては、契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。

ハ、空間プロデュース事業

主に、映像・音響・放送・セキュリティに関する設計・施工等、販売、BGM聴取サービス等を提供する空間プロデュースを事業としており、設計・施工等、商品の顧客への販売、BGM聴取サービス等を顧客に納入することを履行義務として認識しております。

設計・施工等の受注契約については、顧客との契約に基づき履行義務が充足される一定期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができない場合で、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。また、工期の短い受注契約については、検収を受けた時点又は目的物の引渡しをもって顧客に支配を獲得していることから履行義務が充足されていると判断し、一時点で収益を認識しております。

商品の販売については、出荷した時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得していることから履行義務が充足されていると判断し、出荷した時点で収益を認識しております。

BGM聴取サービスについては、契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ、ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。

金利スワップについて特例処理の条件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

為替予約について、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

ロ、ヘッジ手段とヘッジ対象

a.ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金の利息

b.ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建営業債務

ハ、ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

ニ、ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象のキャッシュ・フローを事前に比較・検討し、有効性を確認しております。ただし、特例処理及び振当処理によっているものについては、有効性の評価を省略しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ、退職給付に係る負債の計上基準

当社及び連結子会社の従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定は簡便法を適用しております。

ロ、のれんの償却方法及び償却期間

8年間で均等償却しております。

ハ、グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

ニ、グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用

当社及び連結子会社は、当連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項（1）に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

(5) 表示方法の変更に関する注記
（連結貸借対照表関係）

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「未払消費税等」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

(6) 会計方針の変更に関する注記
（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(7) 会計上の見積りに関する注記
（繰延税金資産の回収可能性）

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

繰延税金資産 103,364千円（繰延税金負債と相殺前）

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、グループ通算制度を採用しております。繰延税金資産の回収可能性は、グループ通算制度の適用対象会社の事業計画に基づく課税所得を基準として見積っております。繰延税金資産の計上にあたっては、その回収可能性について、将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金の解消スケジュール及び将来課税所得の見積り等に基づき判断しております。また、将来課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎として、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

当連結会計年度末における繰延税金資産の回収可能性の判断にあたっては、新型コロナウイルス感染症による影響からの回復基調を前提としたスチュワード事業及びフードサービス事業における需要の回復を事業計画に織り込み、将来課税所得の見積りを行っております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

新型コロナウイルス感染症の位置付けが2類相当から5類に移行されましたが、経済活動への影響は不確実性が高いことから、当該見積りは実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(8) 追加情報

(役員向け株式給付信託について)

当社は、当社の監査等委員である取締役以外の取締役、執行役員及び当社グループ会社の取締役、執行役員（以下、あわせて「対象役員」といいます。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が当社の株価に対する意識と感度を高めることで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に資することを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（ＢＢＴ）」を導入しております。

① 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、対象役員に対して、当社及び当社グループ会社が定める役員株式給付規程に従って、業績達成度等に応じて当社株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。対象役員が当社株式の給付を受ける時期は、原則として役員の退任時となります。

② 会計処理

株式給付信託（ＢＢＴ）については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

③ 信託が保有する自己株式

当連結会計年度末において、株式給付信託が保有する当社株式は、連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として表示しており、帳簿価額52,500千円、株式数は125,600株であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形	46,212千円
売掛金	1,801,779千円
電子記録債権	51,030千円
契約資産	44,882千円
計	1,943,905千円

- (2) 流動負債の「その他」うち、契約負債の残高 19,089千円

- (3) 担保に供している資産

建物	317,928千円
土地	840,842千円
計	1,158,770千円
上記に対する債務	
短期借入金	700,000千円
計	700,000千円

- (4) 有形固定資産の減価償却累計額 744,501千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	5,285,600株	一株	一株	5,285,600株

- (2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	290,970株	一株	一株	290,970株

- (注) 当連結会計年度末の普通株式に、株式給付信託（ＢＢＴ）が保有する当社株式125,600株が含まれております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年11月11日 取締役会	普通株式	76,803千円	15円	2022年9月30日	2022年12月19日
2023年5月12日 取締役会	普通株式	35,841千円	7円	2023年3月31日	2023年6月23日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年11月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	51,202千円	10円	2023年9月30日	2023年12月18日

(注) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるものの、配当金の総額には株式給付信託（ＢＢＴ）が保有する当社株式に対する配当金1,256千円が含まれております。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	2004年12月19日取締役会決議分	2005年12月18日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	21,000株	25,300株
新株予約権の残高	210個	253個

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、年間の損益計画に基づき必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

一時的余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関して、当社グループは期日及び残高を管理しており、早期回収を実現する体制をとっております。

有価証券及び投資有価証券は主に株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的な時価の変動を把握しております。

支払手形及び買掛金並びに未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金の使途は、運転資金の調達であります。

デリバティブは、外貨建債権債務に係る為替相場変動リスクを軽減することを目的とした為替予約取引であります。なお、デリバティブは社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「受取手形、売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「未払金」、「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
有価証券及び投資有価証券（※）			
イ．満期保有目的の債券	99,300	92,990	△6,309
ロ．その他有価証券	402,928	402,928	－
資産計	502,228	495,918	△6,309

(※) 市場価格のない株式等は、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	4,049
関係会社株式	26,087
合 計	30,137

(注) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	807,275	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,943,905	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	49,300	—	—
その他	—	—	50,000	—
合計	2,751,180	49,300	50,000	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれに属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 其他有価証券 株式	402,928	—	—	402,928
資産計	402,928	—	—	402,928

② 時価をもって連結貸借対照表計上額に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 満期保有目的の債券 社債 その他	—	47,685 45,305	— —	47,685 45,305
資産計	—	92,990	—	92,990

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式、社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(4) 有価証券に関する事項

① 満期保有目的の債券の連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	社債	49,300	47,685	△1,614
	その他	50,000	45,305	△4,695
合 計		99,300	92,990	△6,309

② その他有価証券の連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	種 類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	189,511	383,965	194,453
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	19,697	18,963	△733
合 計		209,208	402,928	193,719

(5) デリバティブ取引に関する事項

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	スチュワード 事業	フードサービス 事業	空間プロデュース 事業	計		
一時点で移転される財	-	11,145	4,291,668	4,302,813	-	4,302,813
一定の期間にわたり移 転される財	6,631,140	3,224,862	662,402	10,518,405	11,350	10,529,755
顧客との契約から生じ る収益	6,631,140	3,236,007	4,954,070	14,821,218	11,350	14,832,568
外部顧客への売上	6,631,140	3,236,007	4,954,070	14,821,218	11,350	14,832,568

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、総務・人事・経理管理事業等を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4)会計方針に関する事項」の「④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、機器の設置等について期末時点で完了しているが未請求の役務提供に係る対価に対する権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該対価は、主として履行義務の充足時点から1年以内に受領しております。

契約負債は、主にBGM聴取サービス契約等にかかる顧客からの前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

	当連結会計年度期首 (2022年10月1日)	当連結会計年度期末 (2023年9月30日)
顧客との契約から生じた債権	1,502,568千円	1,899,022千円
契約資産	4,327千円	44,882千円
契約負債	5,329千円	19,089千円

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は5,329千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたっては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	469円70銭
(2) 1株当たり当期純利益	46円08銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産

定額法によっております。

ハ. リース資産

・所有権移転外ファイナンス

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

・リース取引に係るリース

資産

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額（簡便法）に基づき計上しております。

株式給付引当金

株式給付規程に基づく取締役等への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、子会社との契約に基づき経営指導等を行っており、対価として経営管理料を収受しております。この契約においては、当社の子会社に対し経営指導等を行うことを履行義務として認識しております。

この経営指導等は、契約における義務を履行するにつれて子会社が便益を享受すると考えられるため、役務を提供する期間にわたり収益を計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

- | | |
|----------------|---|
| ① ヘッジ会計の方法 | 金利スワップについては特例処理の条件を満たしている場合には特例処理を採用しております。 |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金の利息 |
| ③ ヘッジ方針 | 市場変動相場に伴うリスクの軽減を目的として利用する方針であります。 |
| ④ ヘッジの有効性評価の方法 | ヘッジ手段とヘッジ対象のキャッシュ・フローを事前に比較・検討し、有効性を確認しております。
ただし、特例処理によっているスワップについては、有効性の評価を省略しております。 |

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

- | | |
|--------------------------------------|---|
| ① グループ通算制度の適用 | グループ通算制度を適用しております。 |
| ② グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用 | 連結注記表の「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4)会計方針に関する事項 ⑥その他連結計算書類作成のための重要な事項」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。 |

(7) 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

(8) 追加情報

連結注記表の「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (8) 追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 偶発債務
関係会社の取引先との取引に対し債務保証を行っております。
(株)センダン 126,378千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- ① 短期金銭債権 438,911千円
- ② 短期金銭債務 1,063,547千円
- (3) 担保に供している資産
- 建物 290,537千円
- 土地 618,355千円
-
- 計 908,892千円
- 上記に対する債務
- 短期借入金 600,000千円
-
- 計 600,000千円
- (4) 有形固定資産の減価償却累計額 383,242千円

3. 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高
- (1) 営業取引高
- 営業収益 474,653千円
- その他営業取引 71,312千円
- (2) 営業取引以外の取引高 5,749千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	290,970株	一株	一株	290,970株

(注) 当事業年度末の普通株式に、株式給付信託（ＢＢＴ）が保有する当社株式125,600株が含まれております。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

賞与引当金	979千円
投資有価証券評価損	14,741千円
子会社株式	170,081千円
繰越欠損金	110,856千円
その他	17,946千円
繰延税金資産小計	314,604千円
評価性引当額	△314,604千円
繰延税金資産合計	－千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△2,607千円
繰延税金負債合計	△2,607千円
繰延税金負債の純額	△2,607千円

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項（1）に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の 名称	議決権の所 有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(株)セントラル サービ シス テ ム	所有 直接 100.0%	役務の提供 役員の兼任	資金の借入(純額) (注2)	△220,000	関係会社 短期借入金	770,000
				借入金債務の被保証 (注3)	700,000	—	—
				グループ通算税制に 伴う通算税効果額の 受入	43,484	未収入金	43,484
子会社	(株)センダン	所有 直接 100.0%	役務の提供 役員の兼任	資金の借入(純額) (注2)	△160,000	関係会社 短期借入金	100,000
				借入金債務の被保証 (注3)	700,000	—	—
				仕入代金の支払保証 (注4)	126,378	—	—
子会社	東洋メディア リンクス(株)	所有 直接 100.0%	役務の提供 役員の兼任	借入金債務の被保証 (注3)	700,000	—	—
子会社	音響特機(株)	所有 直接 100.0%	役務の提供 役員の兼任	借入金債務の被保証 (注3)	700,000	—	—
				資金の貸付(純額) (注2)	40,000	関係会社 短期貸付金	340,000
子会社	(株)C S S ビジネス サポ ー ト	所有 直接 100.0%	役務の提供 役員の兼任	業務委託料の支払 (注1)	67,200	—	—
				資金の借入(純額) (注2)	—	関係会社 短期借入金	110,000
子会社	Mood Media Japan(株)	所有 直接 100.0%	役務の提供 役員の兼任	資金の借入(純額) (注2)	—	関係会社 短期借入金	80,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 価格その他の取引条件は、市場条件を勘案した上で一定の計算方式に基づき提示を行い、毎期交渉により決定しております。
- (注2) グループ内の資金を一元管理するグループ会社間におけるグループファイナンスに係るものであり、利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (注3) 当社のシンジケートローンに対し2,000,000千円及び当座貸越に対し100,000千円を上限とする債務保証を受けており、保証料を支払っておりません。
- (注4) (株)センダンの仕入代金に対し、160,000千円を上限とする債務保証を行っており、保証料は受け取っておりません。

7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1.重要な会計方針に係る事項」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

8. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 291円67銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 22円71銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。